

スポーツに関する市民アンケート

① 調査の概要

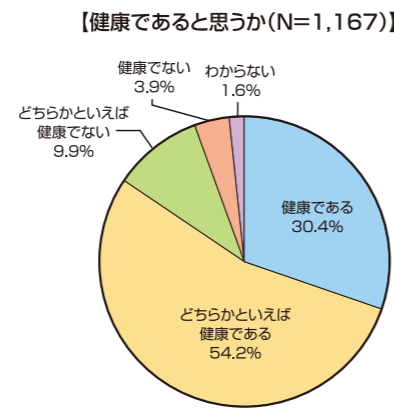
- 対象者 川崎市在住の満18歳以上の市民 3,000名
- 調査方法 郵送配布／郵送回収
- 調査期間 平成22年9月
- 回収状況 回収数1,182人 回収率39.4%

② 調査結果

(1) 健康・運動不足への認識

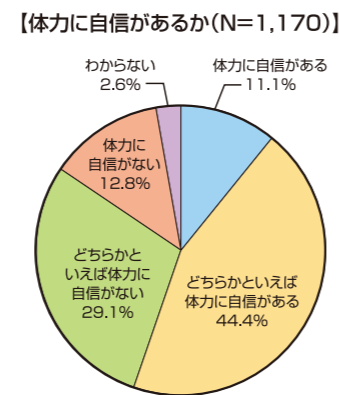
健康であると思うか

- ・「健康である」、「どちらかといえば健康である」の合計が約8割と多い傾向がみられます。この傾向は、全国的な傾向とほぼ同様です。



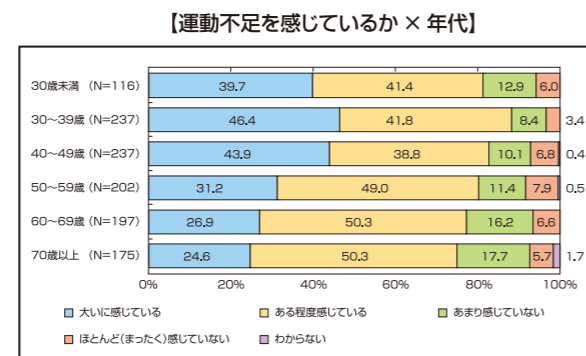
体力に自信があるか

- ・「体力に自信がある」が約1割、「どちらかといえば体力に自信がある」が約4割となっており、合計では過半数を超えています。



運動不足を感じているか

- ・「運動不足を大いに感じている」という回答は3割強、「ある程度感じている」という回答が4割強となっており、合計で8割以上の人々が運動不足を感じています。
- ・全国的な割合と比較すると、運動不足を感じている人が若干多いです。
- ・年代別では、全体としては、年代が上がるにつれて運動不足を感じる人が減少する傾向がみられますが、特に30代の働き盛り世代で運動不足を感じている人が多い傾向にあります。



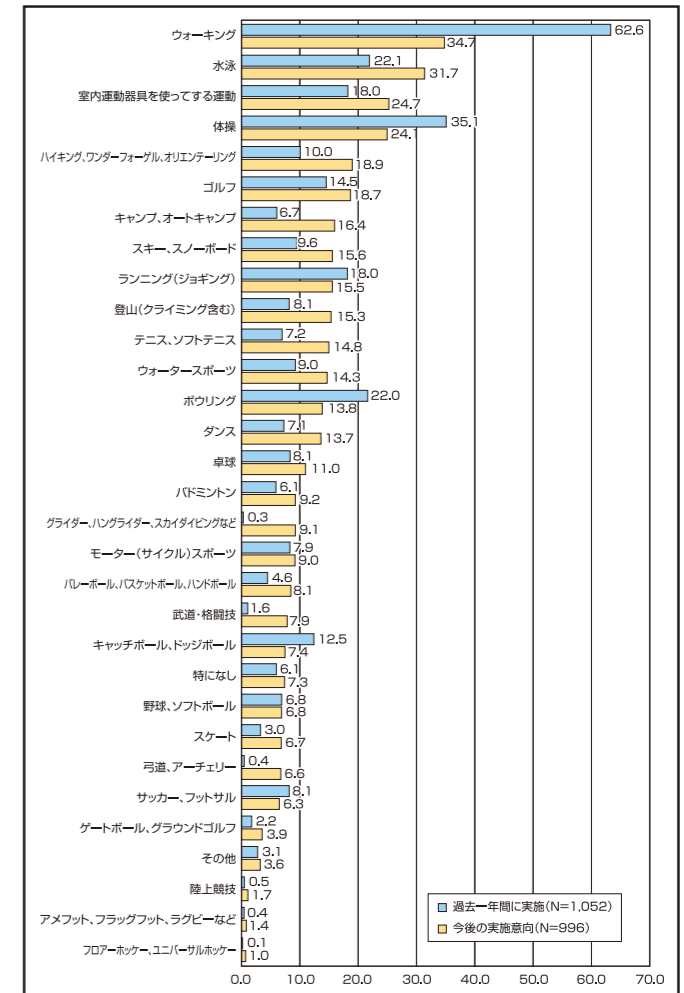
(2) スポーツの実施状況

ア 1年間に行った運動・スポーツ/今後行ってみたい運動・スポーツ

1年間に行った運動・スポーツ

- ・ 全体的には、ウォーキング、体操、ランニング(ジョギング)など、身近な場所で個人でも気軽に行える種目の割合が高くなっています。
- ・ スポーツ実施頻度別に見ると「週3回以上」「週1~2日」スポーツを行う人では、「ウォーキング」や「体操」、「水泳」、「室内運動器具を使ってする運動」の実施率が特に高くなっています。

【1年間に行った/今後行ってみたい運動・スポーツ】



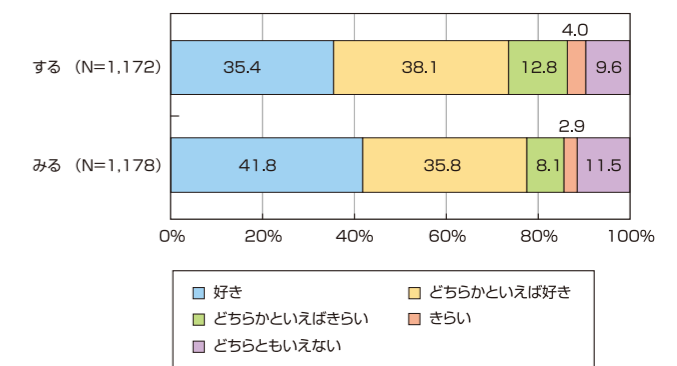
今後行ってみたい運動・スポーツ

- ・ 実施意向の高い種目の中にも、「ウォーキング」のように、年代に偏りがある種目もあれば、「体操」のように、全ての年代で満遍なく実施意向が高いものもあります。
- ・ 年齢が上がるにつれ、高齢者層ほど、ウォーキングの割合が増加する傾向にあります。

イ 運動・スポーツをする/みることの好き嫌い

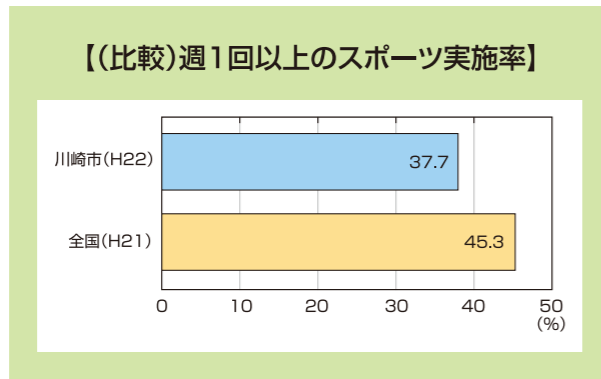
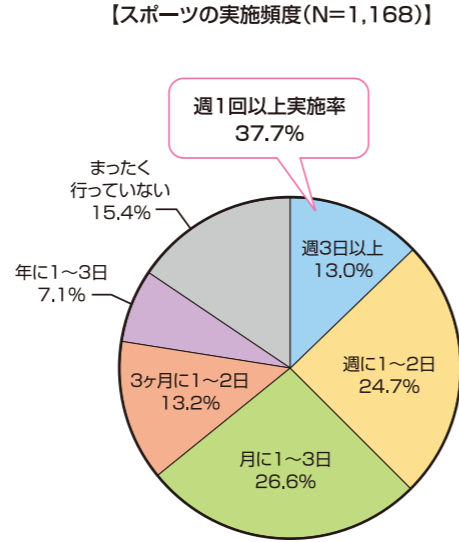
- ・ 運動・スポーツを「すること」と「みること」に関して、「好き」「どちらかといえば好き」という回答の割合は、「すること」が約7割、「みること」が約8割です。
- ・ 男女・年代別に見ると、「すること」に関しては若年層の方が、「みること」に関しては高齢者層の方が「好き」の回答の割合が高くなる傾向がみられます。

【運動・スポーツをすることが好きか/みることが好きか】

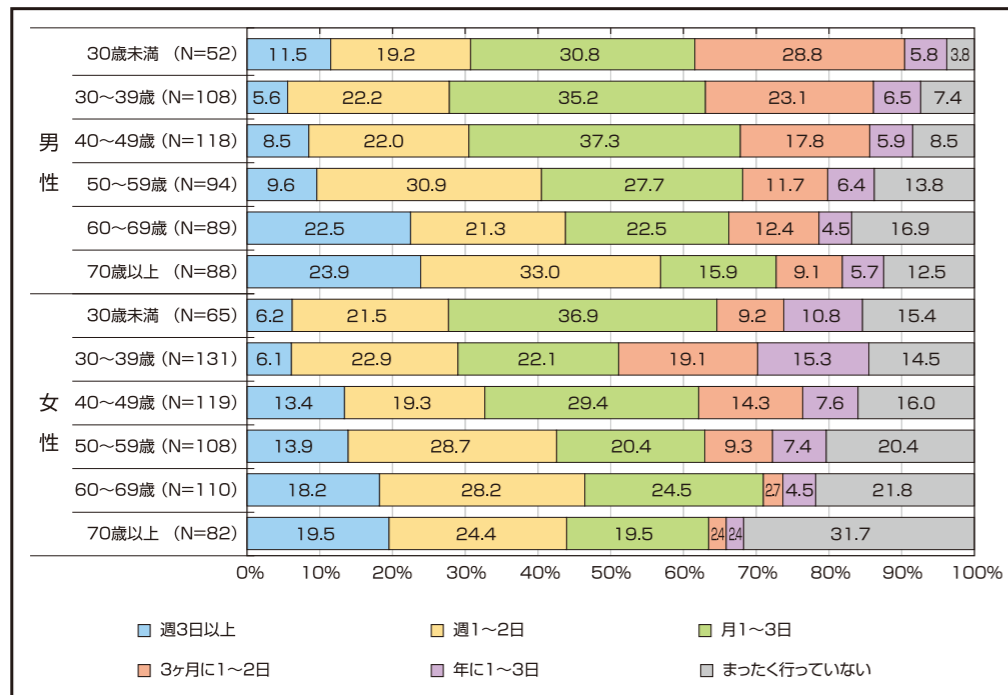


ウ スポーツの実施率

- ・ 週1回のスポーツ実施率は37.7%であり、全国平均(45.3%(H21))と比較すると、低くなっています。
- ・ 運動やスポーツを全く行っていない人も15.4%います。
- ・ 男女・年代別にみると、男女共に年代が上がるほど実施頻度が高くなる傾向がみられ、その一方では、年代が上がるほど、全く行っていない人の割合が高くなる傾向もみられます。
- ・ 職業別にみると、仕事を持っている人は、実施頻度が低い傾向がみられます。

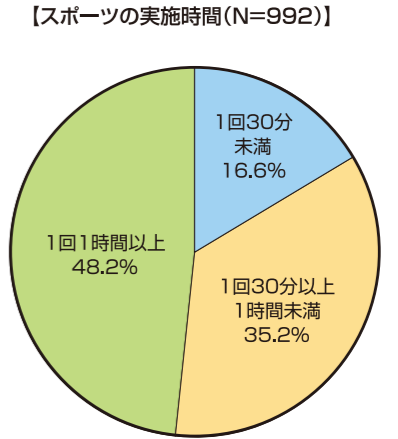


【スポーツの実施頻度 × 男女・年代別(N=1,168)】



エ スポーツの実施時間

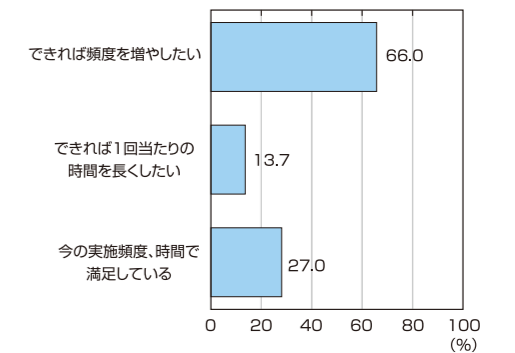
- ・ 約半数が、1回につき1時間以上スポーツを行っています。
- ・ 男女・年代別にみると、男性では年代が上がるにつれて、1回あたりの実施時間が短くなる傾向がみられます。



オ 実施頻度及び1回当たりの実施時間の満足度

- ・ 「できれば頻度を増やしたい」という回答が6割を超えている一方で、「できれば1回当たりの時間を長くしたい」は約1割となっています。
- ・ 週3回以上運動を行っている層では、6割近くが実施頻度及び実施時間に満足しています。

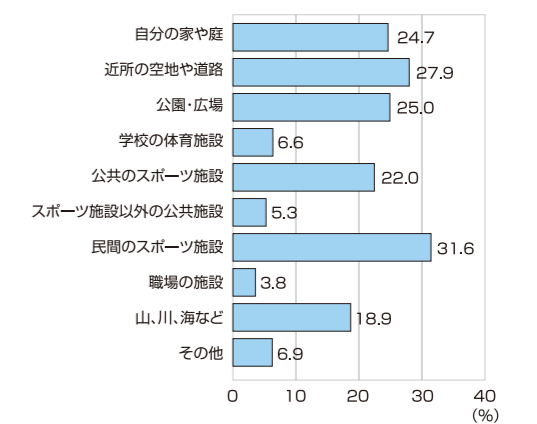
【実施頻度・実施時間の満足度(N=981)】



カ スポーツを行う場所

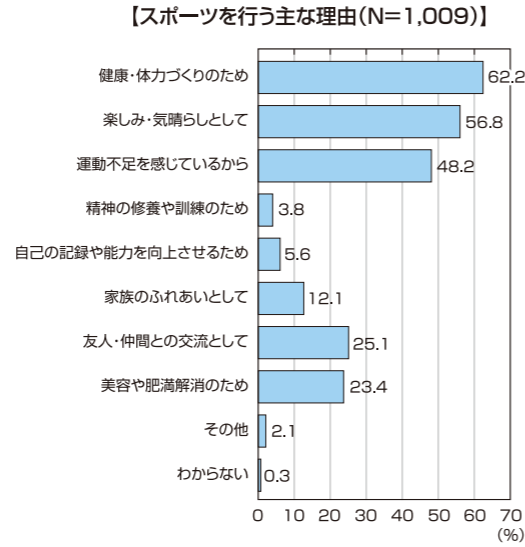
- ・ 実施場所として、最も多いのは、約3割が回答した「民間のスポーツ施設」です。また、「近所の空地や道路」「公園・広場」「自分の家や庭」「公共のスポーツ施設」が約2割を超えているなど、身近にあって、気軽にできる場所が全体的に高い割合を占めています。

【スポーツを行う場所(N=1,033)】



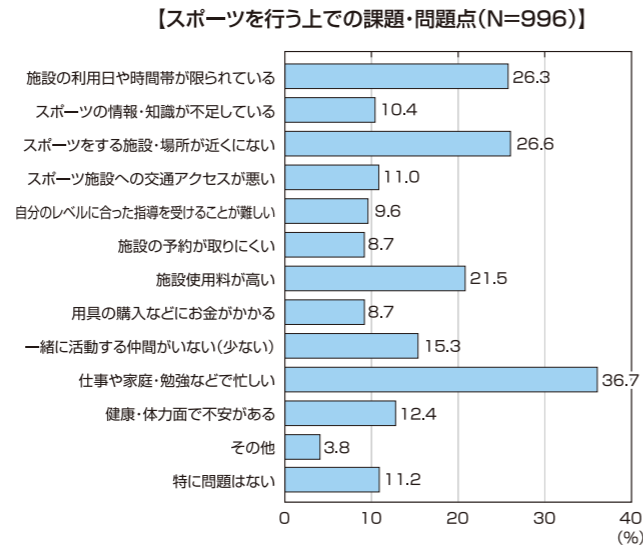
キ スポーツを行う主な理由

- ・スポーツを行う理由として、「健康・体力づくりのため」と「楽しみ・気晴らしとして」が約6割、「運動不足を感じるから」が約5割と多くなっています。
- ・女性では、若年層ほど「美容や肥満解消のため」にスポーツを行っている人が多い傾向がみられます。
- ・男性では、「友人・仲間との交流として」スポーツを行っている傾向がみられます。



ク 運動やスポーツをする上での主な課題・問題点

- ・「仕事や家庭・勉強などで忙しい」が3割以上、「施設の利用日や時間帯が限られている」「スポーツをする施設・場所が近くにない」が2割以上となっています。
- ・男女・年代別では、男女共に30歳代で「仕事や家庭・勉強などで忙しい」が5割以上、男性の50歳代以下で「施設の利用日や時間帯が限られている」が3割以上と他の年代と比較して多くなっています。



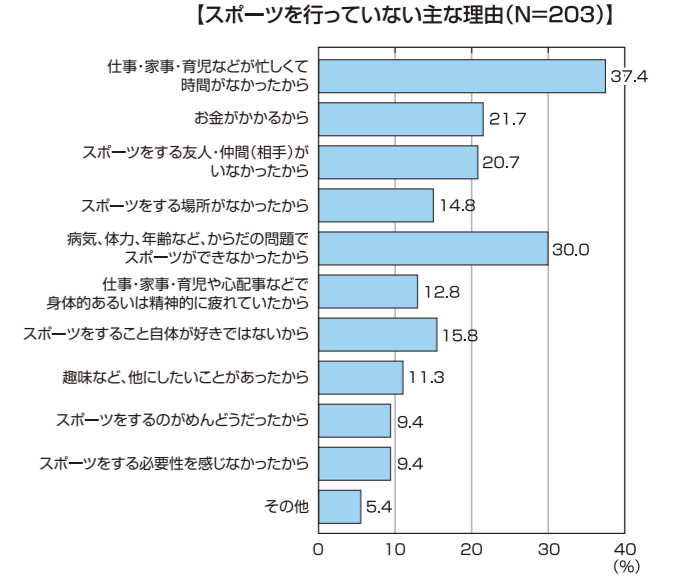
【スポーツを行う上での主な課題・問題点 × 男女・年代別】

		施設の利用日や時間帯が限られている	スポーツの情報・知識が不足している	スポーツをする施設・場所が近くにない	スポーツ施設への交通アクセスが悪い	自分のレベルに合った指導を受けることが難しい	施設の予約が取りにくい	施設使用料が高い	用具の購入などにお金がかかる	一緒に活動する仲間が少ない(少ない)	仕事や家庭・勉強などで忙しい	健康・体力面で不安がある	その他	特に問題はない
男性	30歳未満 (N=51)	33.3	11.8	37.3	11.8	7.8	3.9	25.5	11.8	23.5	41.2	3.9	3.9	9.8
	30~39歳 (N=99)	39.4	12.1	29.3	13.1	3.0	17.2	24.2	8.1	18.2	51.5	3.0	7.1	3.0
	40~49歳 (N=108)	30.6	7.4	17.6	10.2	7.4	8.3	19.4	15.7	17.6	45.4	10.2	1.9	9.3
	50~59歳 (N=80)	30.0	10.0	36.3	8.8	8.8	11.3	17.5	6.3	12.5	38.8	10.0	2.5	10.0
	60~69歳 (N=76)	15.8	10.5	26.3	11.8	15.8	9.2	23.7	3.9	21.1	17.1	15.8	1.3	11.8
	70歳以上 (N=76)	13.2	6.6	23.7	9.2	10.5	6.6	10.5	3.9	9.2	3.9	36.8	1.3	28.9
女性	30歳未満 (N=54)	25.9	14.8	33.3	14.8	7.4	5.6	31.5	18.5	7.4	44.4	5.6	3.7	3.7
	30~39歳 (N=113)	24.8	9.7	31.9	12.4	4.4	6.2	28.3	12.4	9.7	52.2	7.1	6.2	3.5
	40~49歳 (N=100)	22.0	10.0	25.0	12.0	10.0	3.0	27.0	10.0	22.0	46.0	8.0	4.0	10.0
	50~59歳 (N=86)	25.6	11.6	19.8	8.1	14.0	8.1	18.6	4.7	15.1	52.3	9.3	3.5	16.3
	60~69歳 (N=89)	27.0	11.2	25.8	13.5	16.9	13.5	20.2	4.5	12.4	20.2	15.7	2.2	12.4
	70歳以上 (N=59)	25.4	13.6	16.9	3.4	13.6	6.8	10.2	5.1	11.9	10.2	30.5	8.5	22.0

※50%以上を 白抜き、25%以上を 色付け

ケ 運動やスポーツを行っていない主な理由

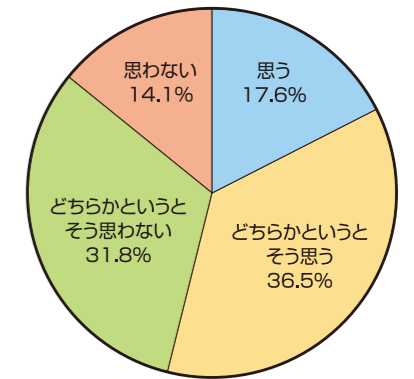
- ・「仕事や家事・育児などで忙しい」が約4割、「病気、体力、年齢など、からだの問題でスポーツができなかったから」が3割となっています。



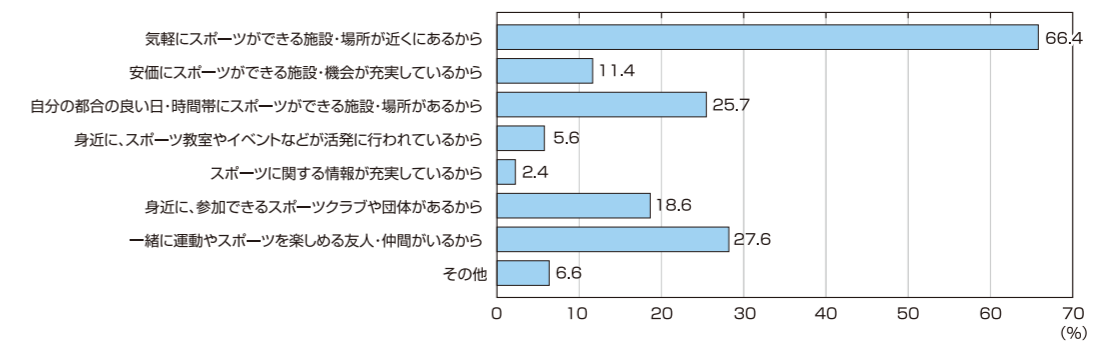
コ 運動やスポーツを気軽にできる環境

- ・「思う」が2割弱、「どちらかというと思う」が4割弱で、合計すると5割以上となっています。
- ・年代別では、30代で「思わない」、「どちらかというと思わない」が多くなっており、合計が5割を超えています。
- ・スポーツを気軽にできる環境にあると思う理由として、「気軽にスポーツができる施設・場所が近くにあるから」は、6割以上となっています。
- ・年代別では、30歳未満と、70歳以上の年代で、「一緒に運動やスポーツを楽しめる友人・仲間がいるから」が多い傾向がみられ、特に30歳未満は4割以上となっています。

【スポーツを気軽にできる環境にあると思うか(N=1,141)】



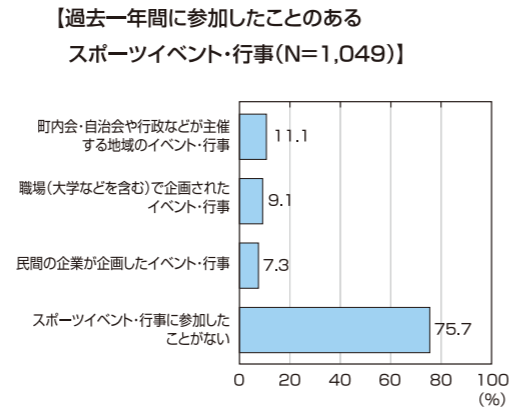
【スポーツを気軽にできる環境にあると思う理由(N=587)】



(3) スポーツの行事・団体・広報について

ア スポーツイベント・行事への参加

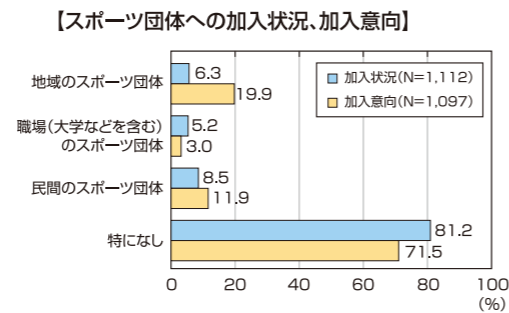
- 「スポーツイベント・行事に参加したことがない」が7割以上となっています。
- 男女・年齢別にみると、70歳以上では「町内会・自治会や行政などが主催する地域のイベント・行事」が、30歳未満では「職場で企画されたスポーツイベント・行事」が、それぞれ2割以上と他の年代と比べ多い状況です。



イ スポーツ団体への加入状況・加入意向

《スポーツ団体への加入状況》

- 「特に加入していない」という回答が約8割となっています。
- 男女・年代別では、30歳未満で「職場のスポーツ団体」が比較的多いです。



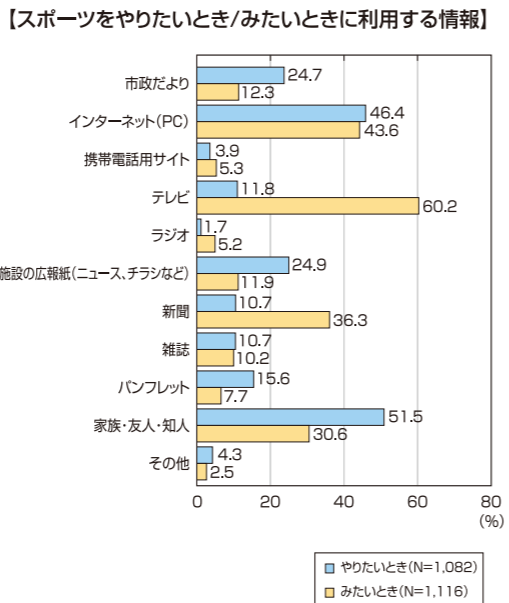
《スポーツ団体への加入意向》

- 加入意向のある人の中では「地域のスポーツ団体」への加入意欲が比較的高く、特に、男性の30歳未満、女性の30代、男女の60代で、「地域のスポーツ団体」への加入意欲が比較的高い傾向がみられます。

ウ 利用する情報媒体

《スポーツをやりたいときに利用する情報媒体》

- 「家族・友人・知人」が約5割、「インターネット」が5割弱となっており、他の情報と比較して多い傾向がみられます。
- 年代別にみると、若年層では「インターネット」が、40歳代と50歳代では「施設の広報紙」が、60歳代と70歳以上では「市政だより」が、それぞれ他の年代より多い傾向がみられます。



《スポーツをみたいときに利用する情報媒体》

- 「テレビ」が約6割、「インターネット」が約4割、「新聞」が4割弱、「家族・友人・知人」が約3割となっており、他の情報と比較して多い傾向がみられます。
- 年代別にみると、50歳代以下で「インターネット」が他の年代と比較して多い傾向がみられ、特に40歳代以下では6割を超えています。

【スポーツをやりたいときに利用する情報×年代別/みたいときに利用する情報×年代別】

	全体(N=1,082)	市政だより	インターネット(PC)	携帯電話用サイト	テレビ	ラジオ	施設の広報紙(ニュース、チラシなど)	新聞	雑誌	パンフレット	家族・友人・知人	その他
やりたい時	24.7	5.3	69.3	8.8	11.4	0.9	11.4	3.5	9.6	8.8	64.0	0.0
30歳未満(N=114)	17.9	69.7	6.4	9.4	1.7	22.2	5.6	14.5	13.2	50.9	4.7	
40~49歳(N=231)	20.3	60.6	5.2	12.1	1.7	27.3	7.4	15.2	15.6	44.6	3.9	
50~59歳(N=189)	28.0	42.9	1.1	12.2	0.5	32.8	15.9	11.6	18.5	50.8	3.2	
60~69歳(N=188)	39.4	18.1	1.1	11.7	2.1	27.1	15.4	5.9	19.1	47.9	8.0	
70歳以上(N=124)	35.5	2.4	0.0	15.3	3.2	21.8	17.7	1.6	16.1	60.5	4.0	
みたい時	12.3	43.6	5.3	60.2	5.2	11.9	36.3	10.2	7.7	30.6	2.5	
30歳未満(N=114)	3.5	64.0	15.8	54.4	1.8	4.4	12.3	10.5	2.6	38.6	2.6	
40~49歳(N=231)	5.5	67.8	6.8	66.1	4.2	7.6	17.4	11.0	4.7	23.3	4.2	
50~59歳(N=195)	8.6	62.5	6.5	58.6	3.0	13.4	34.1	15.5	11.2	25.4	2.6	
60~69歳(N=191)	10.3	37.9	3.1	63.6	4.1	14.4	49.2	11.8	8.2	31.8	1.0	
70歳以上(N=145)	26.7	14.1	1.6	55.0	6.3	17.8	54.5	6.3	9.4	37.7	2.1	

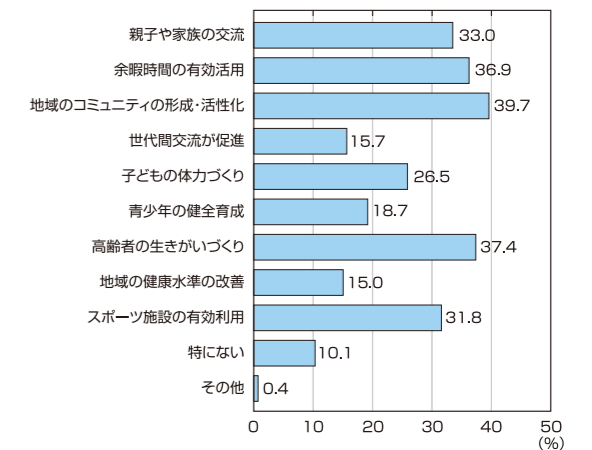
※30%以上を白抜き

(4) 地域におけるスポーツ活動

ア 地域におけるスポーツ振興の効果

- 地域におけるスポーツ振興について「地域のコミュニティの形成・活性化」、「高齢者の生きがいづくり」、「余暇時間の有効活用」、「親子や家族の交流」などの効果を期待する回答が多くなっています。
- 年代別にみると、40歳代以下では、「親子や家族の交流」や「子どもの体力づくり」の割合が、50歳代以上では、「高齢者の生きがいづくり」の割合が多い傾向がみられます。

【地域におけるスポーツ振興の効果(N=1,137)】

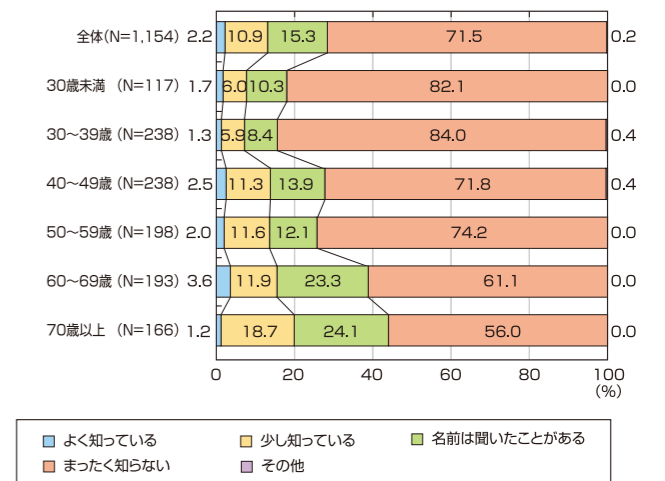


イ 総合型地域スポーツクラブの認知度・加入意欲

《「総合型地域スポーツクラブ」の認知度》

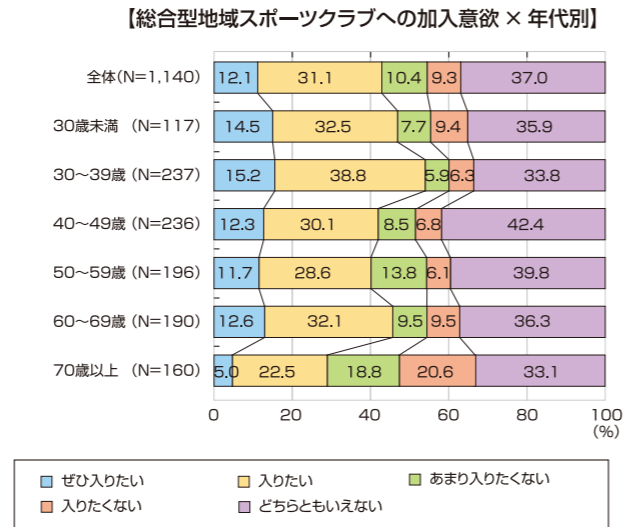
- 「まったく知らない」が約7割であり、年代別にみるとその割合は、年代が下がるにつれて多い傾向がみられます。

【総合型地域スポーツクラブの認知度×年代別】



《「総合型地域スポーツクラブ」への加入意欲》

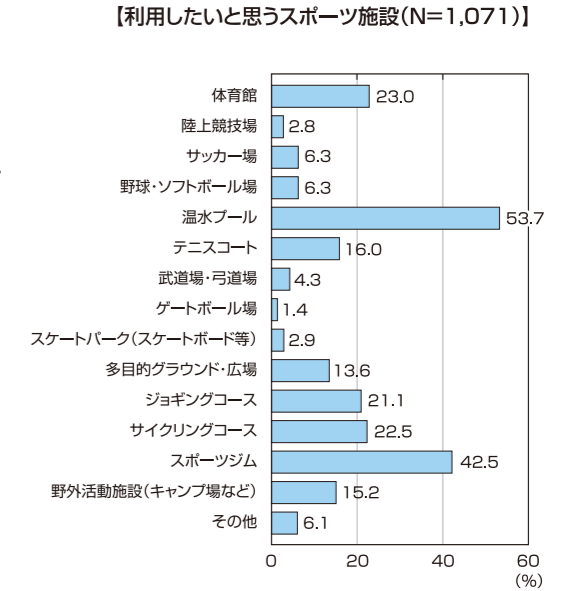
- ・ 「ぜひ入りたい」「入りたい」の合計が4割以上となっており、「どちらともいえない」も約4割となっています。
- ・ 年代別では、30歳代で「ぜひ入りたい」「入りたい」の合計が5割を超えており、加入意欲が高い傾向がみられます。



エ 利用したいと思うスポーツ施設

《利用したいと思うスポーツ施設》

- ・ 利用したいと思う施設として「温水プール」が約5割、「スポーツジム」が約4割と高く、次いで「体育館」「サイクリングコース」「ジョギングコース」が約2割となっている。全体的に、1人でも気軽にスポーツを行うことのできる施設が好まれている傾向にあります。



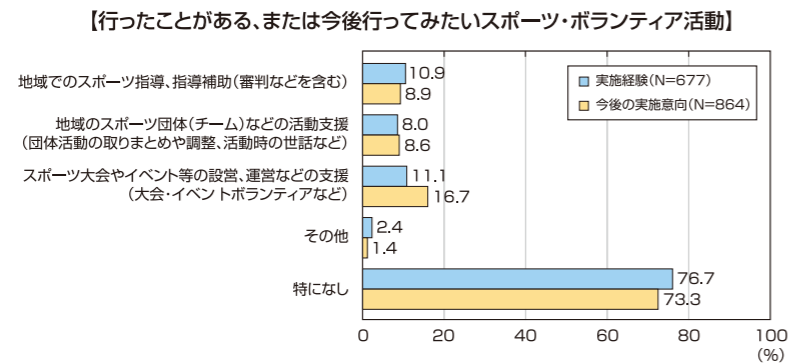
ウ 行ったことがある/今後行ってみたいスポーツ・ボランティア活動

《スポーツ・ボランティア活動の活動状況》

- ・ 「特になし」が約7割となっています。
- ・ 男性の50歳代は「地域でのスポーツ指導、指導補助(審判などを含む)」を行ったことがあるとの回答が3割弱と比較的多い傾向にあります。

《スポーツ・ボランティア活動の活動意向》

- ・ 今後の実施意向についても、「特になし」が約7割となっています。
- ・ 「スポーツ大会やイベント等の設営、運営などの支援」については、活動意向が若干高い傾向がみられます。
- ・ 活動経験の割合が多かった男性の50代は、活動意欲も他より高い傾向がみられます。

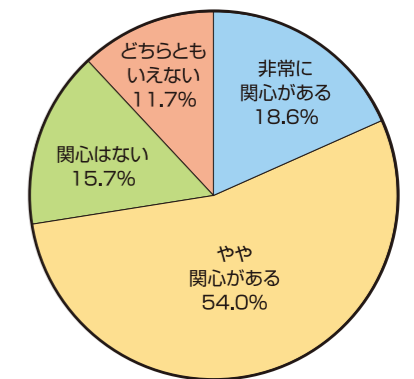


(5) 観る・応援するスポーツについて

ア 川崎市の選手や団体の活躍への関心

- ・ 「非常に関心がある」「やや関心がある」の合計が7割以上と、多くの人が関心をもっています。
- ・ 年代が上がるにつれて、関心が高まる傾向がみられます。

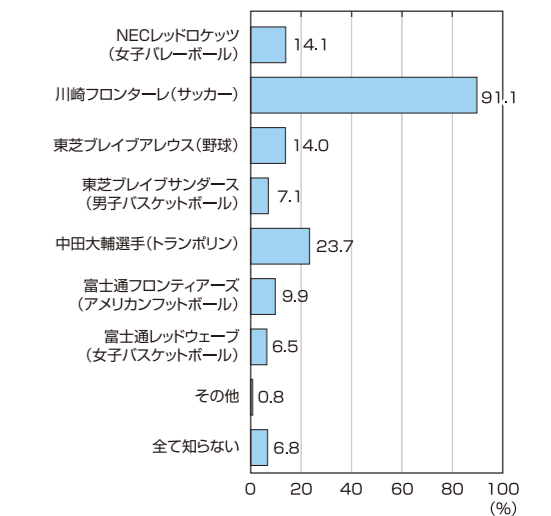
【川崎市の選手や団体の活躍への関心(N=1,150)】



イ ホームタウンスポーツの認知度

- ・ 「川崎フロンターレ(サッカー)」の認知度が約9割と高い傾向がみられます。

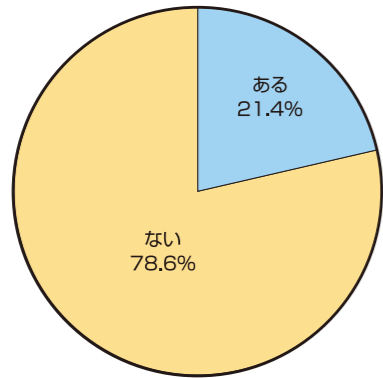
【ホームタウンスポーツの認知度(N=1,147)】



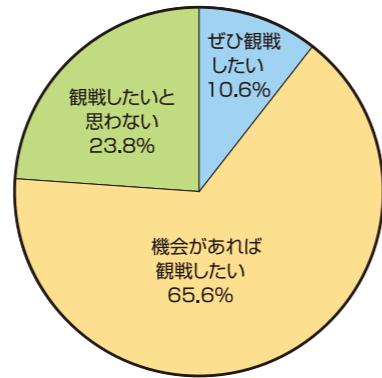
ウ 地元チーム・選手への関心

- ・ 応援している地元チーム・選手が「ある」と回答したものが約2割強となっているが、「機会があれば観戦したい」が6割を超えており、「ぜひ観戦したい」を合わせると7割を超えています。

【応援している地元チーム・選手がいるか(N=1,105)】

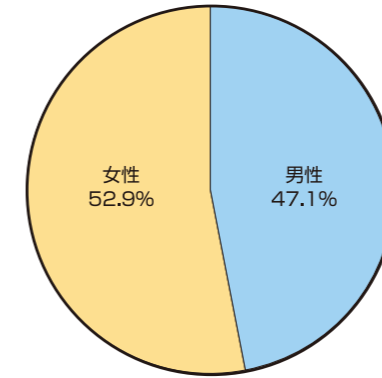


【地元のチームの試合を観戦したいか(N=1,131)】

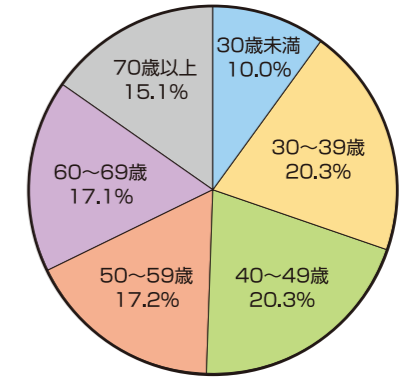


(7) 回答者の属性

【性別(N=1,175)】



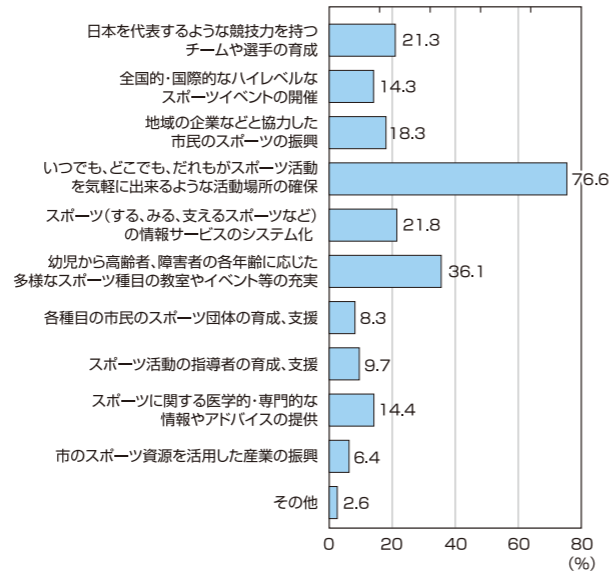
【年齢別(N=1,175)】



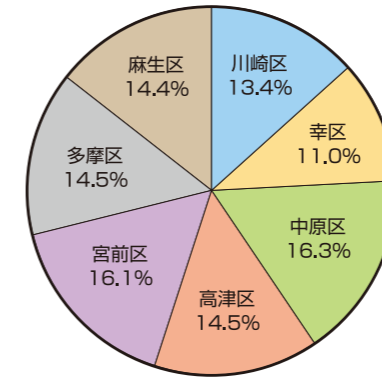
(6) スポーツの振興について

- ・ 「いつでも、どこでも、だれもがスポーツ活動を気軽に出来るような活動場所の確保」が最も多く8割弱となっています。次いで、「幼児から高齢者、障害者の各年齢に応じた多様なスポーツ種目の教室やイベント等の充実」、「スポーツ(する、みる、支えるスポーツなど)の情報サービスのシステム化」が多い状況です。
- ・ 年代別にみると、高齢者層では「幼児から高齢者、障害者の各年齢に応じた多様なスポーツ種目の教室やイベント等の充実」の割合が比較的高くなっています。

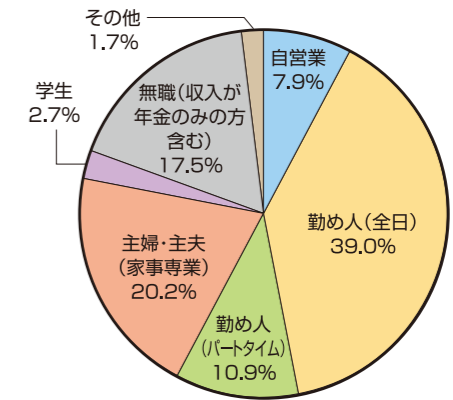
【重要だと思うスポーツ振興施策(N=1,131)】



【居住区別(N=1,175)】



【職業別(N=1,173)】



市内スポーツ団体調査

① 調査の概要

- 調査対象 川崎市体育協会(調査当時。現在は川崎市スポーツ協会)加盟団体・川崎市スポーツ少年団37団体(うち31団体より回答)
川崎市レクリエーション連盟加盟団体15団体(うち12団体より回答)
総合型地域スポーツクラブ5団体(うち5団体より回答)
計57団体(うち48団体より回答、回答率84.2%)
- 調査時期 平成22年11月～12月
- 設問項目
 - ①団体の現状について(会員、運営スタッフ、指導者、活動場所など)
 - ②団体の特徴、自慢できる点について
 - ③高齢者、子ども(親子)、障害者に向けた取組について
 - ④地域と連携して行っている取組について
 - ⑤観るスポーツへの取組について
 - ⑥その他、今後の課題、市への要望などについて

② 調査結果

団体の現状について

- ・団体の現状や課題について、(ア)会員(構成員・人数等)、(イ)運営スタッフ、(ウ)指導者、(エ)活動場所、(オ)運営経費、(カ)広報活動の6項目に分けて調査したところ、全体的には、「会員」と「活動場所」について「困っている」という団体が多くみられました。特に、川崎市体育協会加盟団体については、「会員」と「場所」について、総合型地域スポーツクラブについては、「スタッフ」と「指導者」について「困っている」という団体が多い傾向がみられます。

【団体の現状について】

		会員	スタッフ	指導者	場所	経費	広報
全体 (N=48)	問題なし	17	20	26	15	33	24
	困っている	31	28	22	33	14	20
体育協会加盟団体 (N=31)	問題なし	8	12	15	6	22	15
	困っている	23	19	16	25	9	15
レクリエーション連盟加盟団体 (N=31)	問題なし	7	7	10	7	9	6
	困っている	5	5	2	5	2	3
総合型地域スポーツクラブ (N=5)	問題なし	2	1	1	2	2	3
	困っている	3	4	4	3	3	2

団体の特徴などについて

- ・川崎市体育協会加盟団体では、若手の育成に力を入れている団体が多く見られます。また、日本のトップチームを登録チームにもつ連盟では、中高生への技術講習や大会への講習など、幅広い活動を行っています。
- ・川崎市レクリエーション連盟加盟団体では、地域のレクリエーション活動に積極的に参加する団体が多く、団体内の活動に留まらず、他団体・地域との関わりを持ちながら活動の幅を広げている団体が多い状況です。
- ・総合型地域スポーツクラブでは、誰もが気軽にスポーツを楽しめる場としての活動や、世代を越えたつながり、コミュニケーション活動に力を入れている団体も多い状況です。
- ・メールやインターネットを利用して、コミュニケーションを活発に行っていることを特徴としてあげる団体も多くみられます。

観るスポーツの機会が増えるような取組み

- ・川崎市体育協会加盟団体では、トップリーグの大会に合わせてエキシビジョンを行う等、観る機会の創出に取り組んでいる団体が見られます。
- ・市民観戦デーの設定や、プロスポーツの試合への無料招待等を行っている団体が見られます。
- ・地域の運動会などで、団体の活動を発表し、観る機会の創出を行っている団体が見られます。

今後の課題や目標、市への要望など

- ・近隣地域の団体とスポーツを通して親交を深めたい。
- ・今後、特定非営利活動法人化に向けて作業を行っている。
- ・運営スタッフを確保して企画、活動教室間の連携を強めて行きたい。
- ・学校や行政のスポーツ施策に総合型地域スポーツクラブを活用して欲しい。

市内公共スポーツ施設調査

① 調査の概要

- 調査対象 屋内体育施設8施設、陸上競技場2施設、運動場11施設、野球場12施設、少年野球場16施設、多目的広場8施設、サッカー場5施設、テニスコート5施設、プール10施設、その他運動施設13施設、市民館等運動が可能な公共施設13施設
計 105施設
- 調査時期 平成22年12月
- 調査方法 調査対象施設に調査票を送付、所管組織が調査票へ直接記入し、メール、FAXなどにより返送。
- 設問項目
 - ①施設の概要
 - ②施設の利用・運営状況について(利用者の特徴、空き状況など)
 - ③高齢者、子ども、障害者などに配慮した取組などについて
 - ④地域と連携して行っている取組などについて
 - ⑤その他、施設運営における課題、今後の展望などについて

② 調査結果

施設の利用・運営状況について

- ・多くの施設で土日祝日に利用が集中しほぼ空きがない状況がある一方で、平日には利用率が低い施設も多い状況です。
- ・屋外プールでは利用人数の減少傾向がみられるものの、ほとんどの施設で利用者は横ばいあるいは増加しています。
- ・一部の施設では利用する年齢層が子どもや中高年に集中している傾向がみられます。

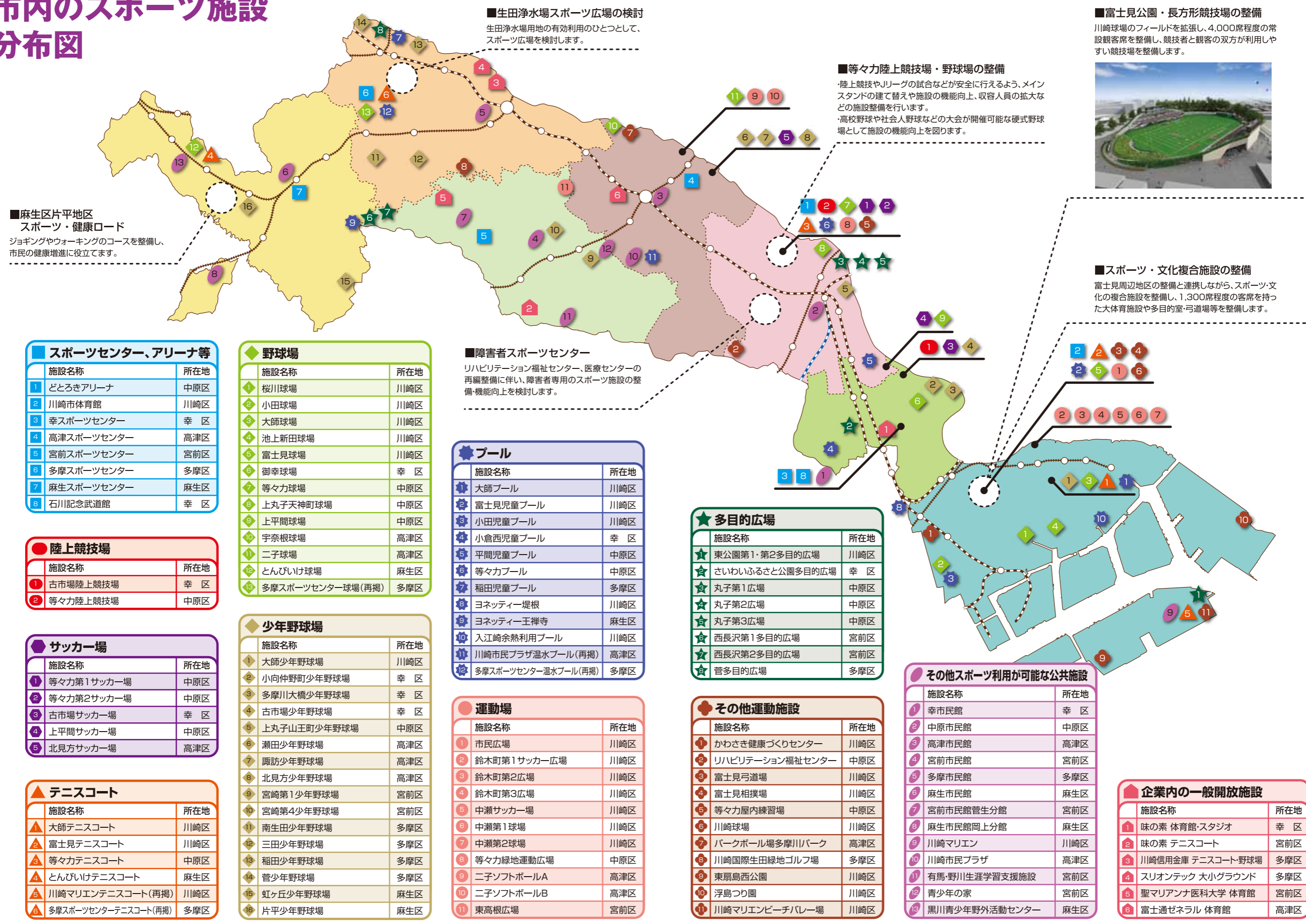
高齢者・子ども(親子)・障害者に向けた取組

- ・屋内体育施設及びプールなど、幼児を含めた教室などを開催している施設では、子ども向けの教室、親子で参加できる教室、高齢者向けの教室などが行われており、人気も高い状況です。
- ・屋内体育施設では、保育ボランティアを育成し、子育て期の人にも気軽に施設を利用できるような受入体制を整備するなどの取組がみられます。

地域の関係団体や施設と連携した取組

- ・屋内体育施設では、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体と連携を図りながらイベントや教室等が実施されています。
- ・施設の清掃や環境整備等について、ボランティア団体や町会・自治会などの地域団体、利用団体等の協力を得ている施設がみられます。
- ・屋内体育施設を中心に、近隣の小中学校の社会科見学、職場体験及び、大学生のインターンシップなどの受入れを行っている施設が多くみられます。
- ・保健福祉センターや企業、専門学校、大学(市内の医科大学など)などと連携して、食と健康、スポーツに関わる講座や教室などを実施または計画している施設がみられます。
- ・地域商店を紹介するスポセンマップの製作、地場産品の販売など、地域と密着した取組を独自に行っている施設もみられます。

市内のスポーツ施設分布図



■麻生区片平地区
スポーツ・健康ロード
ジョギングやウォーキングのコースを整備し、市民の健康増進に役立てます。

■生田浄水場スポーツ広場の検討
生田浄水場用地の有効利用のひとつとして、スポーツ広場を検討します。

■等々力陸上競技場・野球場の整備
陸上競技やJリーグの試合などが安全に行えるよう、メインスタンドの建て替えや施設の機能向上、収容人員の拡大などの施設整備を行います。
高校野球や社会人野球などの大会が開催可能な硬式野球場として施設の機能向上を図ります。

■富士見公園・長方形競技場の整備
川崎球場のフィールドを拡張し、4,000席程度の常設観客席を整備し、競技者と観客の双方が利用しやすい競技場を整備します。



■スポーツ・文化複合施設の整備
富士見周辺地区の整備と連携しながら、スポーツ・文化の複合施設を整備し、1,300席程度の客席を持った大体育施設や多目的室・弓道場等を整備します。

■障害者スポーツセンター
リハビリテーション福祉センター、医療センターの再編整備に伴い、障害者専用のスポーツ施設の整備・機能向上を検討します。

スポーツセンター、アリーナ等

施設名称	所在地
1 どとろぎアリーナ	中原区
2 川崎市体育館	川崎区
3 幸スポーツセンター	幸区
4 高津スポーツセンター	高津区
5 宮前スポーツセンター	宮前区
6 多摩スポーツセンター	多摩区
7 麻生スポーツセンター	麻生区
8 石川記念武道館	幸区

野球場

施設名称	所在地
1 桜川球場	川崎区
2 小田球場	川崎区
3 大師球場	川崎区
4 池上新田球場	川崎区
5 富士見球場	川崎区
6 御幸球場	幸区
7 等々力球場	中原区
8 上丸子天神町球場	中原区
9 上平間球場	中原区
10 宇奈根球場	高津区
11 二子球場	高津区
12 とんびいけ球場	麻生区
13 多摩スポーツセンター球場(再掲)	多摩区

プール

施設名称	所在地
1 大師プール	川崎区
2 富士見児童プール	川崎区
3 小田児童プール	川崎区
4 小倉西児童プール	幸区
5 平間児童プール	中原区
6 等々力プール	中原区
7 稲田児童プール	多摩区
8 ヨネッティー堤根	川崎区
9 ヨネッティー王禅寺	麻生区
10 入江崎余熱利用プール	川崎区
11 川崎市民プラザ温水プール(再掲)	高津区
12 多摩スポーツセンター温水プール(再掲)	多摩区

多目的広場

施設名称	所在地
1 東公園第1・第2多目的広場	川崎区
2 さいわいふるさと公園多目的広場	幸区
3 丸子第1広場	中原区
4 丸子第2広場	中原区
5 丸子第3広場	中原区
6 西長沢第1多目的広場	宮前区
7 西長沢第2多目的広場	宮前区
8 菅多目的広場	多摩区

陸上競技場

施設名称	所在地
1 古市場陸上競技場	幸区
2 等々力陸上競技場	中原区

サッカー場

施設名称	所在地
1 等々力第1サッカー場	中原区
2 等々力第2サッカー場	中原区
3 古市場サッカー場	幸区
4 上平間サッカー場	中原区
5 北見方サッカー場	高津区

少年野球場

施設名称	所在地
1 大師少年野球場	川崎区
2 小向仲野町少年野球場	幸区
3 多摩川大橋少年野球場	幸区
4 古市場少年野球場	幸区
5 上丸子山王町少年野球場	中原区
6 瀬田少年野球場	高津区
7 諏訪少年野球場	高津区
8 北見方少年野球場	高津区
9 宮崎第1少年野球場	宮前区
10 宮崎第4少年野球場	宮前区
11 南生田少年野球場	多摩区
12 三田少年野球場	多摩区
13 稲田少年野球場	多摩区
14 菅少年野球場	多摩区
15 虹ヶ丘少年野球場	麻生区
16 片平少年野球場	麻生区

運動場

施設名称	所在地
1 市民広場	川崎区
2 鈴木町第1サッカー広場	川崎区
3 鈴木町第2広場	川崎区
4 鈴木町第3広場	川崎区
5 中瀬サッカー場	川崎区
6 中瀬第1球場	川崎区
7 中瀬第2球場	川崎区
8 等々力緑地運動広場	中原区
9 二子ソフトボールA	高津区
10 二子ソフトボールB	高津区
11 東高根広場	宮前区

その他運動施設

施設名称	所在地
1 かわさき健康づくりセンター	川崎区
2 リハビリテーション福祉センター	中原区
3 富士見弓道場	川崎区
4 富士見相撲場	川崎区
5 等々力屋内練習場	中原区
6 川崎球場	川崎区
7 パークボール場多摩川パーク	高津区
8 川崎国際生田緑地ゴルフ場	多摩区
9 東扇島西公園	川崎区
10 浮島つり園	川崎区
11 川崎マリエンビーチバレー場	川崎区

その他スポーツ利用が可能な公共施設

施設名称	所在地
1 幸市民館	幸区
2 中原市民館	中原区
3 高津市民館	高津区
4 宮前市民館	宮前区
5 多摩市民館	多摩区
6 麻生市民館	麻生区
7 宮前市民館菅生分館	宮前区
8 麻生市民館岡上分館	麻生区
9 川崎マリエン	川崎区
10 川崎市民プラザ	高津区
11 有馬・野川生涯学習支援施設	宮前区
12 青少年の家	宮前区
13 黒川青少年野外活動センター	麻生区

企業内の一般開放施設

施設名称	所在地
1 味の素 体育館・スタジオ	幸区
2 味の素 テニスコート	宮前区
3 川崎信用金庫 テニスコート・野球場	多摩区
4 スリオンテック 大小グラウンド	多摩区
5 聖マリアンナ医科大学 体育館	宮前区
6 富士通ゼネラル 体育館	高津区

テニスコート

施設名称	所在地
1 大師テニスコート	川崎区
2 富士見テニスコート	川崎区
3 等々力テニスコート	中原区
4 とんびいけテニスコート	麻生区
5 川崎マリエンテニスコート(再掲)	川崎区
6 多摩スポーツセンターテニスコート(再掲)	多摩区

スポーツ基本法

平成23年法律第78号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 スポーツ基本計画等(第9条・第10条)

第3章 基本的施策

第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第11条～第20条)

第2節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第21条～第24条)

第3節 競技水準の向上等(第25条～第29条)

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備(第30条～第32条)

第5章 国の補助等(第33条～第35条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、21世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第5条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第6条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第7条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第8条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第30条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第10条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第3章 基本的施策

第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第11条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第12条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第13条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第14条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第15条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第16条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第17条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第18条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第20条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第2節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第21条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第22条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第23条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第24条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めな

ならない。

第3節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第25条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第26条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第27条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第28条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第29条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成13年9月16日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第30条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第32条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第5章 国の補助等

(国の補助)

第33条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、

予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第11条から第13条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第34条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第35条 国又は地方公共団体が第33条第3項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第9条第2項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第13条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第2条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第3条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第4条の規定により策定されている同条第1項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第3項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第9条又は第10条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第4条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第19条第1項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第5条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

第75条の3第1号中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第6条第1項」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第6条 放送大学学園法(平成14年法律第156号)の一部を次のように改正する。

第17条第四号中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第20条第2項」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第33条第2項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第7条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成21年法律第76号)の一部を次のように改正する。

第20条第4号中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第20条第2項」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第33条第2項」に改める。

川崎市スポーツ推進計画

平成24年(2012年)9月

川崎市 市民・こども局 市民スポーツ室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 : 044-200-3312

F A X : 044-200-3599

E-mail : 25sports@city.kawasaki.jp